

特別養護老人ホーム藤美苑運営規程 (併設型短期入所生活・介護予防短期入所生活介護サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人葆光会が開設する特別養護老人ホーム藤美苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 6 サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム藤美苑
- ② 所在地 名古屋市千種区鍋屋上野町字北山 3515 番地

(職員の職種、員数及び勤務体制の確保)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務、藤美苑デイサービスセンター管理者と兼務）
管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。
- 二 医師 1名以上（非常勤嘱託）
医師の職務は、診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- 三 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員の職務は、入退所における面接手続き事務等と入所者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。
- 四 介護職員・看護職員
介護職員 30名以上（常勤換算）
看護職員 4名以上（常勤換算）
介護職員の職務は、入所者の日常生活の介護・相談及び援助とする。
看護職員の職務は、入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理とする。
- 五 管理栄養士 1名以上（常勤）
栄養士の職務は、各入所者の栄養状態にあった食事の管理及び栄養指導とする。（外部委託業者を指導して給食管理を行うこととする。）
- 六 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、入所者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

- 2 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。
- 3 サービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 4 従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の執行体制についても検証、整備する。
- 5 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ①併設利用型 14名
- ②空床利用型 特別養護老人ホームの定員86名以内

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 夜間看護体制
- ⑤ 送迎

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 事業所が指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 その他の費用

事業所は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- ①滞在費 多床室 … 1日あたり 915円
従来型個室 … 1日あたり 1,231円
- ③食費 … 1日あたり1,445円(朝食385円、昼食480円、夕食480円、おやつ100円)
- ④利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 … 実費
- ⑤前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用 … 実費
- ⑥理美容代 … 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に関するサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、名古屋市千種区、守山区、名東区、北区、東区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次各号に定める事項に留意しなければならない。

- 1 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- 2 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- 3 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- 4 喫煙は、施設が定めた所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。
- 5 飲酒は、施設が定めた方法及び時間に限り、それ以外は禁酒にご協力いただきます。
- 6 生活の環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。
- 7 施設内で次の行為をしてはいけません。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第10条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、指定サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

(要介護認定に係る援助)

第12条 事業所は、指定サービスの提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請中か否かを確認し、申請が行われていない場合には、その利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、利用申込者の居宅介護支援事業者への連絡、できうる範囲中で適当な他の指定サービス事業者等を紹介する等の適切な措置をすみやかに可能な限り講じるものとする。

(指定サービスの開始及び修了)

第14条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、指定サービスを提供するものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等と密接な連携により、指定サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

(サービスの提供の記録)

第15条 事業所は、指定サービスを提供した際には、その提供日及び内容、費用の額、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれを準ずる書面に記録するものとする。

2 事業所は、指定サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対

して提供するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- ①消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- ②地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- ③前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

3 事故が発生した場合の対応、報告等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- 一 事故が発生した場合又はそれに至る危険がある事態が生じた場合は、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
- 二 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 三 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の制限)

第19条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

2 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第20条 管理者は、虐待の発生又はその再発防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担減額に資する方策を検討するための委員会)

第 21 条 事業所は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。

(苦情の処理)

第 23 条 事業者は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者・解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第 24 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(掲示及び閲覧)

第 25 条 事業者は、運営規程の概要・従業者の勤務の体制・利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項・契約書を、事業所の見やすい場所に掲示するに加え、法人のホームページにおいても掲載する。

(業務継続計画の策定等)

第 26 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年 2 回)実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(職場におけるハラスメント)

第 27 条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されたことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

三 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

四 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとする。

(損害賠償)

第 29 条 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(その他運営についての留意事項)

第 30 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 カ月以内

② 継続研修 年 1 回以上(施設内外及びリモート研修等)

2 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

3 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人葆光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。